契 約 書

三重県警察(以下「甲」という。)と▲▲▲(以下「乙」という。)とは、次のとおり 賃貸借契約を締結する。

1 契約事項 遠隔操作カメラシステム賃貸借

2 納入場所 仕様書のとおり。

3 契約金額 ¥ . -

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ . - . -

消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号) 第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額である。

4 賃貸借期間 令和7年12月23日から令和8年1月9日までとする。

5 契約保証金 免除

(目的)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等(以下「仕様書等」という。)に基づき、本契約を履行し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 免除とする。

(契約金額の支払)

- 第3条 乙は、賃貸借期間終了後、甲による履行確認を受け、表記3に規定する契約金額を甲に請求するものとする。甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に当該金額を乙に支払うものとする。ただし、甲が仕様書等又は特記事項において別に定めた場合は、この限りではない。
- 2 賃貸借期間の中途において本契約が開始若しくは解除された場合、若しくは乙の責め に帰すべき事由により、甲が契約物品を使用できなかった場合の料金は次式により算出

した額とする。

(支払遅延利息)

第4条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合

- は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し 契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8 条の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365 日 で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。 ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当 該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払 うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの とする。

(契約金額の改定)

第5条 甲が、物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は、乙に対し、 事前に通知し、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(契約物品の保守)

- 第6条 乙は、契約物品が正常に動作しない事態等が発生した場合は、乙の負担において 直ちに良品と交換するなど、甲の業務に支障の無いよう、直ちに回復させなければなら ない。ただし、契約物品が正常に動作しない原因が甲の責めに帰すべき事由にある場合 は、その費用は甲の負担とする。
- 2 前項の回復が遅延し、甲が契約物品を使用できなくなったときは、第3条第2項の規 定により契約金額を減額する。

(契約物品の改造等)

第7条 甲が、契約物品の改造を行い、又は契約物品に他の機械器具の取り付けを行う場合は、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(契約の解除及び違約金)

- 第8条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、そ の期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部 又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止処 分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受ける べき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再 生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
- (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を 妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
- (3) 乙が第9条第1項に該当する場合

- (4) 乙が第 18 条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
- (5) 乙が第19条に規定する個人情報取扱特記事項第17に該当する場合
- (6) 前各号のほか、乙が民法(明治29年法律第89号)第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未賃貸借期間に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第6号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第9条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一 部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
 - 2 乙は、本契約に関し、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

- 第 10 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の 2 (同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。) の規定による排除 措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条 第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、 有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、 前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する 額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の 規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第11条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、 第8条第4項、第10条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求する ことができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、 この限りではない。
- 2 乙は、第8条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から 30 日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

- 第12条 乙は、本件業務の全部を一括し、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律 第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に委託 してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、 本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委託 以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、再委託承認申請書(別紙様式)を 再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認 を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の 行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされて

いる事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第 13 条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成 10 年法律第 105 号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し、次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。
- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに 質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じる。

(契約不適合責任)

- 第 14 条 甲は、契約物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて契約物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金 の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第 563 条第2項の各号に該当する場合には、直ち に代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を 請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない契約物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が、その不適合を知り、又は重大な過失によって知ら

なかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条 に定める契約不適合責任を負う。

(知的財産権の紛争解決)

第 15 条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(秘密の保持)

- 第 16 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第 12 条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。
- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 乙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

(契約保証金の還付)

第 17 条 甲は、第 8 条第 1 項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(暴力団排除条項)

第 18 条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 19 条 乙は、甲から提供を受けた個人情報については、「個人情報取扱特記事項」に従い、適正に取り扱わなければならない。

(人権尊重の取組)

第20条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 (令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推 進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

- 第21条 本契約の特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。
- 2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、契約書本文の順序とする。

(管轄裁判所)

第 22 条 本契約に関する紛争は、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 23 条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議 の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を 保有する。

令和 年 月 日

 \mathbb{Z}

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、 本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、 何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者(以下「解除対象者」という。) を再受託者等(再受託者(再受託以降の全ての受託者を含む。)及び下請負人(下請が数次に わたるときは、全ての下請負人を含む。)並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関し て個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受 託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の 契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約 を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、 何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより り乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲 に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から 不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒 否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報 告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を 維持しなければならない。

(責任者及び担当者)

- 第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者(以下「担当者」という。)を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 乙は、責任者に、担当者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。
- 3 乙は、担当者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。
- 4 乙は、責任者及び担当者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

- 第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元と の契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を 負うものとする。

(秘密の保持)

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。 本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の制限等)

第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならない。 また、再委託する場合には、乙は、再委託先(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成 17年法律第86号)第2条1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない(再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。)。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成2 5年法律第27号)第2条第11項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない (再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。)。

(収集の制限)

第7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(従事者への周知)

第9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

(従事者の監督)

- 第10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。
- 2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(複写又は複製及び加工の禁止)

第11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために 甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を 超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

第12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き

渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん(以下「漏えい等」という。)することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

(個人情報の帰属及び廃棄又は消去)

- 第13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウエアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければな らない。

(事故発生時の対応)

第14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

(安全管理の確認及び検査)

- 第15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき 適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めたとき、 乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人 情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。
- 2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に 応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくと も年に1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 3 前2項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

(改善の指示)

第16 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措

置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

- 第17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその 損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を 被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。